

関 係 校 園 長 様

教職員人事担当課長

期限付講師等の継続発令について

標題について、校園ネットワーク（Bee ネット）の帳票配信システム（以下「帳票システム」という）で内申書の様式を配信いたします。その内申書に記載の期限付講師等のうち引き続き発令する予定のある者がいる場合には、下記内容に十分留意の上、内申書及び所定の書類を提出してください。提出期限以後の送付や、書類不備があった場合、給与支給に支障をきたすことがありますので、適切にお取扱いいただきますよう、お願いいたします。また、提出期限以後の変更等は受理できませんのでご注意ください。

なお、令和2年4月の地方公務員法の改正趣旨を踏まえ、今回の継続発令より、（別紙1）のとおり、期限付講師等の任用期間・給与・勤務条件等について、取扱いが変更となる点（1日空白期間の廃止に伴う変更）がありますので、必ず内容を確認の上、書類を作成いただきますよう、お願いいたします。

記

1 対象者

1年間の勤務が見込まれる期限付講師・期限付講師（本市事業）・期限付講師（栄養）・養護助教諭・臨時講師・期限付実習助手・臨時養護助教諭のうち、地方公務員法第22条第2項の規定により、令和元年9月30日まで任用期間があり、令和元年10月1日より引き続き発令を受ける予定の者。

2 継続した場合の発令期間

地方公務員法の改正趣旨を踏まえ、（別紙1）のとおり任用期間の取扱いが変更となることから、今回の発令期間は原則として、令和元年10月1日から令和2年3月31日とします。（1日空白期間の廃止）

3 作成方法

帳票システムで別途配信する内申書を、（別紙3）の記入要領に基づいて作成し、下記の担当あてに提出してください。なお、作成にあたっては、記入要領の内容を参照し、必ず本人に発令期限の希望を確認したうえで作成してください。記載内容の変更の有無に関わらず、対象校は全校提出してください。

4 提出期限 令和元年9月6日（金）必着

本件に関するお問い合わせ
教育委員会事務局 教職員人事担当

幼稚園・（^{うこん}右近） 小学校・（^{ふるかわ}古川・^{かみお}神尾）

中学校・（^{はらいかわ}萩川） 高等学校・（^{えちごたに}越後谷） 栄養教諭・（^{しらい}白井）

電話：06-6208-9125・9127（幼小中高）

06-6208-9122（栄養教諭）

学校園の臨時的任用職員の任用期間等に関する取扱いについて

標題について、地方公務員法の改正趣旨を踏まえ、令和 2 年 4 月以降に、改正地方公務員法第 22 条の 3 第 1 項の規定に基づき任用を行う**臨時的任用職員**（期限付講師・臨時講師等）にあたっては、新たな任期との間の空白期間の有無を考慮することなく、業務上必要な期間で任用を行うこととします（1 日空白期間の廃止）。

【変更前の発令パターン例】

任用	更新	1 日の空白期間	新たな任用
4/1～9/30	10/1～3/30	3/31	4/1～9/30

【変更後の発令パターン例】

任用	更新	新たな任用
4/1～9/30	10/1～3/31	4/1～9/30

※R2. 3. 31 まで任用期間があっても、1 日空白期間を設けることなく、R2. 4. 1 から新たな任用を行います。

これに伴い、令和 2 年 4 月以降、臨時的任用職員に関する給与・勤務条件について以下のとおり取り扱うこととします。

1 初任給決定の時期

任用期間を更新する場合を除き、その任用の都度、初任給決定を行います。

任用	更新	新たな任用
4/1～9/30	10/1～3/31	4/1～9/30
4/1 初任給決定	初任給決定なし	4/1 初任給決定

※初任給決定・・・新たに任用された際に受けることとなる給料月額**の決定**のことで、本市に採用される以前に経歴（前歴）がある者については、その年数等に応じた調整を行います。

2 退職手当

退職手当は、引き続いている在職期間の始期から退職（在職期間が引き続かない期限満了）までの期間を勤続年数として算定し、退職後に支給します。

3 その他

改正地方公務員法において、臨時的任用職員が「常時勤務を要する職」に就く職員として位置付けられることから、令和 2 年 4 月以降、任用の日から公立学校共済組合に加入することとなります。

発令期限の違いによる身分取扱の違い (R1.8.1 時点)

※ 発令期間は原則、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日とします。ただし、当該講師から令和 2 年 3 月 31 日まで発令をすることに同意が得られない場合に限り、発令期限を令和 2 年 3 月 30 日とすることを認めます。

例① 令和 2 年 4 月 1 日から大阪府で期限付講師等として採用されたと仮定した場合

	3 月 30 日 (月) までの発令	3 月 31 日 (火) までの発令
給与	3 月 31 日分の減額が発生する。	減額は発生しない。
令和 2 年 6 月期の 期末・勤勉手当	支給の基礎となる在職期間（期末手当）及び勤務期間（勤勉手当）に令和元年 12 月 2 日から令和 2 年 3 月 30 日までの勤務実績が通算される。 <u>3 月 31 日分は減額される。</u>	支給の基礎となる在職期間（期末手当）及び勤務期間（勤勉手当）に令和元年 12 月 2 日から令和 2 年 3 月 31 日までの勤務実績が通算される。
退職手当	<u>当該任期満了後に退職手当を支給する。</u> （ただし、支給要件（※）を満たしている場合に限る。） 令和 2 年度発令にかかる退職手当を算定する在職期間の起算日は、令和 2 年 4 月 1 日となり、退職（在職期間が引き続かない期限満了）後に支給する。	<u>当該任期満了後には退職手当を支給しない。</u> 退職手当は、平成 31 年 4 月 1 日と引き続いている（前の）発令の在職期間の始期から在職期間を算定し、退職（在職期間が引き続かない期限満了）後に支給する。
年次休暇	1 年間（任用期間満了に引き続く若干の中断期間を含む）任用された職員が、引き続き任用されることとなった場合、 <u>残日数の繰越を認める。</u>	
令和 2 年 3 月分の 社会保険料控除	<u>3 月分は控除されない。</u> （3 月分の給与にて 2 月分が控除される）なお、月途中の退職となるので各自において居住地の役所等で健康保険・年金等の手続きが必要となる。	<u>3 月分の給与から控除される。</u> （3 月分の給与にて、2・3 月分が控除される）

(※) 引き続き 6 か月（日単位）以上勤務した場合は一般の退職手当が支給される。
引き続き 12 か月（日単位）以上勤務し、その後失業状態が続く場合は本人の申請により失業者退職手当が支給される。

(例) 1 日採用の場合は当月末月で 1 か月（4 月 1 日採用の場合 4 月 30 日で 1 か月）
2 日以降の場合は翌月応答日（採用日 - 1）で 1 か月（4 月 2 日採用の場合、5 月 1 日で 1 か月）

例② 大阪市の教員採用試験に合格して令和 2 年 4 月 1 日から大阪市内で正規教育職員として採用されたと仮定した場合

	3 月 30 日 (月) までの発令	3 月 31 日 (火) までの発令
令和 2 年 6 月期の期末・勤勉手当	令和元年 12 月 2 日から令和 2 年 3 月 31 日までの勤務実績は通算されない。(※ 1)	令和元年 12 月 2 日から令和 2 年 3 月 31 日までの勤務実績は通算される。
退職手当	<u>当該任期満了後に退職手当を支給する。</u> (令和元年度在職期間分の請求) ただし、支給要件 (※ 2) を満たしている場合に限る。 正規教育職員としての退職手当を算定する在職期間の起算日は、令和 2 年 4 月 1 日となる。	当該任期満了後には退職手当を支給しない。 正規教育職員としての退職手当を算定する在職期間の始期は、平成 31 年 4 月 1 日となる。(在職期間が通算される。)
年次休暇	残日数の繰越は <u>認めない。</u>	残日数の繰越を <u>認める。</u>
令和 2 年 3 月分の社会保険料控除	<u>3 月分は控除されない。</u> (3 月分の給与にて 2 月分が控除される) なお、月途中の退職となるので<u>各自において居住地の役所等で健康保険・年金等の手続きが必要となる</u>	<u>3 月分の給与から控除される。</u> (3 月分の給与にて、2・3 月分が控除される)

(※ 1) 令和 2 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの勤務実績に基づいて期末・勤勉手当が支給される。

(※ 2) 引き続き 6 か月 (日単位) 以上勤務した場合は一般の退職手当が支給される。
引き続き 12 か月 (日単位) 以上勤務し、その後失業状態が続く場合は本人の申請により失業者退職手当が支給される

(例) 1 日採用の場合は当月末月で 1 か月 (4 月 1 日採用の場合 4 月 30 日で 1 か月)
2 日以降の場合は翌月応答日 (採用日 - 1) で 1 か月 (4 月 2 日採用の場合、5 月 1 日で 1 か月)

※制度内容は今後、変更になる可能性があります。

(別紙 3)

期限付講師等の継続発令内申記入要領

※ この様式は 1 年間の勤務が見込まれる期限付講師・期限付講師（本市事業）・期限付講師（栄養）・養護助教諭・臨時講師・期限付実習助手・臨時養護助教諭のうち、地方公務員法第 22 条第 2 項の規定により、令和元年 9 月 30 日まで任用期間があり令和元年 10 月 1 日より引き続き発令を受ける予定の者のみが対象となります。

今回、対象外の発令に関しては従来の発令内申の様式をお使いください。

① 右上の「校園長職氏名 印」に記入押印する。

② 「期限」の部分には、発令期限を 3 月 31 日と記入しておりますが、特別な事情等により発令期限を 3 月 30 日までとしたい方のみ、朱書き二重線取り消しの上、日付を訂正してください。

③ 履歴書（コピー可）・教員免許状の写しを添付

※教員免許更新制における修了確認期限が経過している者は、「更新講習修了確認証明書」、「修了確認期限延期証明書」又は「免許状更新講習免除証明書」を添付する必要があります。